

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長年培ってきた“ものづくり”への取り組みを強化し、経営のスピードアップと質の向上を図っております。

また、平成27年6月26日開催の第71回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行するための定款一部変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化し、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の充実と企業価値の向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指しております。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[原則1-2 株主総会における権利行使]

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使の環境づくりと招集通知の英訳)

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォーム)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

(補充原則1-2-5 機関投資家等による代理議決権行使の希望)

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としておりますため、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合においては、これを認めておりません。

[原則1-5 いわゆる買収防衛策]

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題としており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありませんが、中期経営計画の検討課題として認識しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(補充原則3-1-2 英語での情報開示)

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との「ものづくり関係の協力維持、情報収集」「営業取引関係の維持、拡大」「円滑な金融取引の維持」等を通じて当社の主力事業である農機事業におけるシナジー効果が期待されることとあります。なお、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数等を有価証券報告書にて開示しております。

具体的には、担当部門が主体となって投資対象企業の候補を選定し投資判断に必要な情報を収集し、担当取締役は報告を受けた情報を精査し投資対象企業の具体的な検討の開始を決定し、取締役会は当該検討結果に基づき投資に関する意思決定を行うものとしております。また、投資後においても担当部門による投資対象会社のモニタリングを随時行い、モニタリング結果の報告を受けた担当取締役は当社の財務状況や、シナジー効果が想定通り発揮されているかどうか等の点を踏まえ投資の継続の検討を行い、取締役会に定期的に報告するものとします。

なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては特段の基準を設けておりませんが、投資の目的であるシナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件の妥当性が確保されているか等に特に留意して行う方針であります。また、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。関連当事者との取引を開始する場合には、管理本部が関連当事者の属性、取引条件の妥当性及び当該取引の合理性(事業上の必要性)等について確認し、適正性を確保したうえで、取締役会の承認決議のもと実施する体制としております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 企業理念、企業ビジョン、中期経営計画等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、社内規定等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、監査等委員でない取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(4) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規定等で定めておりませんが、下記(イ)～(ハ)を総合的に判断し指名のの手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件にそって、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことを確認する事で独立性を有しているものと考えております。なお、社外取締役の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(イ) 監査等委員でない取締役候補の選定について…当社の企業理念・企業ビジョンに基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、担当部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力・知見があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(ロ) 監査等委員である取締役候補の選定について…当社の企業理念・企業ビジョンに基づき、取締役の職務の執行を監査し、法令または定款

違反を未然に防止すると共に、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(ハ) 社外取締役候補の選定について・・・社外取締役は東京証券取引所の定める独立性の要件にそって、経営、法務、財務及び会計、人事労務等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明を行う能力・知見を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(5) 取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会規則、取締役会付議基準、組織規定、経営組織図、業務分掌規定及び職務権限規定等を定めており、意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月26日開催の第71回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化し、さらなるコーポレートガバナンス体制の充実と企業価値の向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、監査等委員でない取締役5名及び監査等委員である取締役3名(うち2名を社外取締役)を選任しております。尚、社外取締役2名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める基準をもとに、同様の基準で取締役会において審議検討し独立社外取締役を2名選定しております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

(補充原則4-11-1)

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1(4)の記載のとおりであります。今後は必要に応じて社内規定等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じ、取締役の選任に関する方針・手続きの開示に関して検討してまいります。

(補充原則4-11-2)

当社は、監査等委員である社外取締役を除く取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規定にて定めております。また、取締役の兼職状況を毎年定時株主総会の事業報告において開示を行っております。

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役の評価基準については社内規定等で定めておりませんが、社外取締役が取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要の開示について今後検討してまいります。

[原則4-14 取締役のトレーニング]

(補充原則4-14-2)

取締役に対するトレーニングの方針については、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、各種セミナー等へ積極的に参加しております。これは、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の企業価値向上に寄与できることを目的としております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、管理本部をIR担当部署とし、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。

株主や投資家に対して決算説明会を年2回開催しており、説明会会場にお越しになれない株主・投資家に対し当社ホームページにその決算説明会資料を掲載しております。また、名古屋証券取引所主催のIRセミナーにも参加し株主・投資家にたいして、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカキタ持株会	1,840,300	13.14
タナシン電機株式会社	695,000	4.96
株式会社クボタ	660,000	4.71
株式会社南都銀行	569,000	4.06
株式会社第三銀行	500,000	3.57
タカキタ従業員持株会	418,000	2.98
三井住友信託銀行株式会社	400,000	2.85
ヤンマー株式会社	380,000	2.71
井関農機株式会社	300,000	2.14
アグリテクノ矢崎株式会社	206,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桐越 昌彦	他の会社の出身者								△			
奥村 隆司	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桐越 昌彦	○	○	桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の取締役であります。当社は昭和61年12月にタナシン電機株式会社と電器音響事業に関する基本契約書を締結し、電器音響機器のメカニズムとこれに関連する部品の国内調達の仕事を展開してまいりましたが、平成21年3月31日をもって電器音響事業に関する基本契約を解消し、電器音響事業を撤退したため、以後は一切の取引関係がありません。よって、当社は同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の業務執行者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して下さるものと判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
奥村 隆司	○	○	奥村隆司氏は、当社の主要な借入先であります株式会社南都銀行の常務取締役を平成19年6月まで務めておりました。当社は同氏が同行の常務取締役を退任して8年以上が経過していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。なお、当社の本屆出直	奥村隆司氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して下さるものと判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

近事業年度末時点における同行からの借入額は264百万円であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施すること、また、監査等委員のうち社内取締役1名が常勤することから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。
なお、当社の「内部統制に関する基本方針」に基づき、監査等委員会は使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、必要の都度情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行うとともに監査報告、監査計画等を確認し、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
監査等委員会監査については、常勤の監査等委員である取締役が中心となり取締役会、経営企画会議には全て出席する他、各種委員会、その他会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行について監視しております。また、取締役からの聴取や重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の職務執行について厳格な監督、監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、一定程度の定額をもって取締役の職務に専念できるものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度の取締役5名に対する報酬等は47,733千円、監査役3名に対する報酬は12,600千円(うち社外監査役2名分2,400千円)で、役員報酬等の総額は60,333千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則3-1 情報開示の充実](3) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等に記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する各種情報の伝達は、管理本部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査等委員会を設置して、取締役会の職務執行に対する監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実ならびに企業価値の向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、監査等委員以外の取締役5名、監査等委員である取締役3名を選任しております。

また、次の各機関が相互に連携することで、経営に対する監査・監督が十分に機能すると考え、現体制を採用しております。

(取締役会)

取締役会は、定例で毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営方針等に関する意思決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を逐次監督しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、当社の監査等委員である取締役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成され、うち2名が社外取締役であり、公正、客観的な監査を行うことを目的に原則毎月1回開催しております。また、取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と相互連携を図り、監査の実効性の充実を図っております。

(経営企画会議)

経営企画会議は、原則として毎月1回開催しており、経営方針に基づいた業務執行の企画、立案を行い、事業計画に対する各部の進捗や具体的施策の進捗状況等を管理し、問題点についての議論の末進むべき方向性を決定しております。

(内部監査及び監査等委員会監査)

内部監査については、社長直轄の内部監査室(1名)が各事業部門の業務監査ならびに内部統制システムの整備状況を監査しており、内部統制システムの充実を図っております。

監査等委員会監査については、監査等委員である常勤の取締役が中心となり取締役会、経営企画会議には全て出席する他、各種委員会、その他会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行について監視しております。また、取締役からの聴取や重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について厳格な監督、監査を行っております。

さらに、監査等委員は内部監査室及び会計監査人との間でそれぞれ必要の都度情報交換を行い相互連携に努めております。

(会計監査)

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法に基づく計算書類等監査、金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は中村哲也氏と久野誠一氏であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来から、業務執行の健全性及び透明性の向上を目的として、コーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいりましたが、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月に社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員であります。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員3名のうち2名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考慮しており、社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に保たれると判断しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。説明は社長自ら行うこととしております。また、名古屋証券取引所主催のIRセミナーにも参加し、株主・投資家に対して当社に対する理解度向上に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明は社長自ら行うこととしております。決算説明会で使用したプレゼンテーション資料は、当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、その他適時開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を決議しており、会社法及び会社法施行規則に基づいて、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス規定」をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じて全員に周知、徹底を図っております。
2. コンプライアンスに係る通報体制として、「内部通報に関する規定」に基づき運用しております。
3. コンプライアンス状況について、「内部監査規定」に基づき、内部監査室が監査するものとし、監査結果を社長および監査等委員会に報告しております。
4. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、遅滞なく内部監査室に報告することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」および「文書管理規定」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

管理本部がリスクの総合管理を行い、「リスク管理規定」「与信管理規定」に基づき、リスクの洗い出し・評価を実施し、報告および対策を適切に講じることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「業務分掌規定」「職務権限規定」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、重要事項については「常務会規則」に基づき常務会において多面的な検討をしております。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

1. 監査等委員会は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとしております。

(6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会が実効的に機能することを確保するための体制

1. 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況を報告しております。
2. 取締役および使用人は、「監査等委員会規則」の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
3. 代表取締役および取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題や監査上の重要課題等について積極的に意見交換をしております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

「反社会的勢力対策規定」および「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、反社会的勢力排除に向けて、警察や企業防衛対策協議会等の専門機関と連携し情報収集をしております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本方針)

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととしております。

(整備状況)

上記の基本方針は、当社「コンプライアンス規定」に明記し、社内の周知を図るとともに、当社「コンプライアンスハンドブック」に反社会的勢力への対応について掲載し、全社員へ配布することにより徹底を図っております。

また、管理本部を対応部署として、平素から所轄の警察署や三重県企業防衛対策協議会等の外部専門機関と連携、情報収集を行を行うとともに、「反社会的勢力対策規定」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、継続して社員の教育・啓発等を通じて反社会的勢力に対する体制の整備、強化を図ってまいります。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者に対し、投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することに努め、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

1. 適時開示担当組織の状況

- (1) 情報取扱責任者 取締役常務執行役員管理本部長 沖 篤義
- (2) 情報開示担当部門名 管理本部

2. 社内体制と開示の流れ

(1) 「決定事実」に関する事項

情報取扱責任者のもと、情報開示担当部門が取締役会において決議を要する各議案について、開示の必要性を事前に検討し、開示が必要な場合は、代表取締役社長に報告の後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

(2) 「発生事実」に関する事項

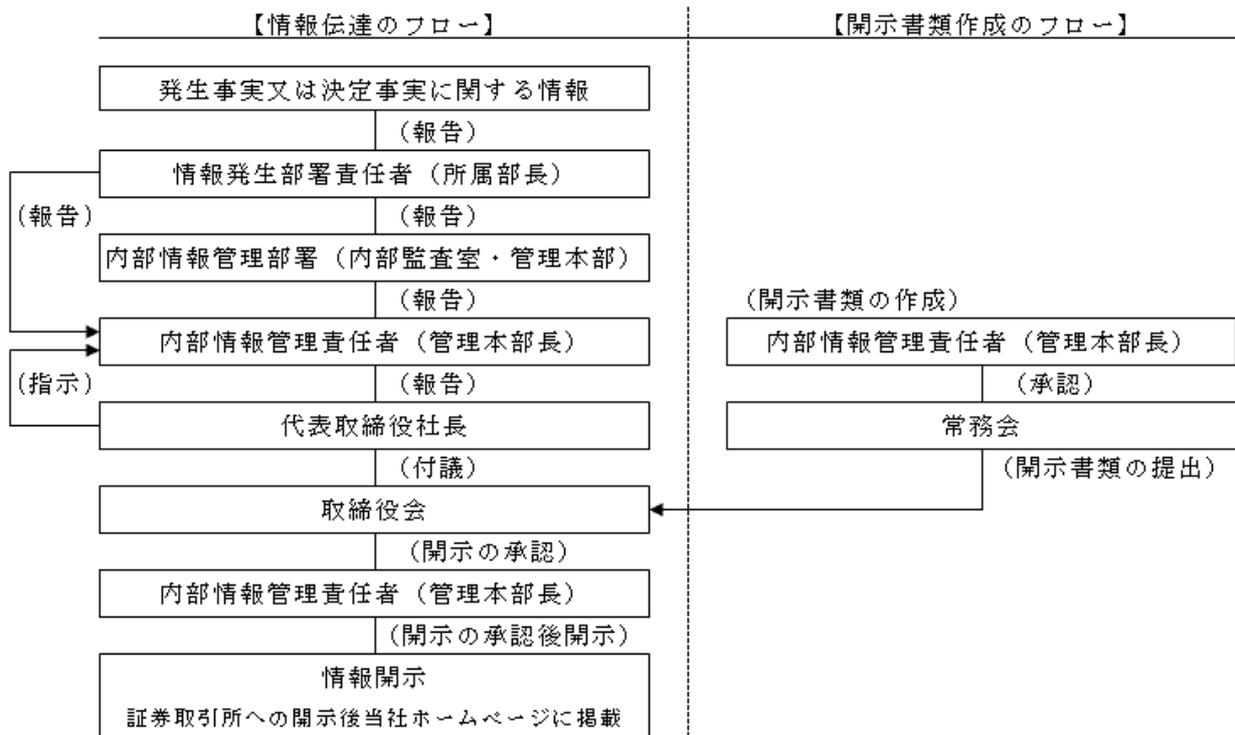
情報取扱責任者は、取締役会および経営企画会議に出席し、開示事項に該当する可能性がある事実の早期把握に努める。

当該事実が発生した場合は、発生部門長より速やかに情報取扱責任者に報告がなされ、直ちに情報開示担当部門が開示の必要性を検討する。開示が必要な場合は、情報取扱責任者が代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示の手続きを行う。

(3) 「決算」に関する事項

情報取扱責任者のもと、情報開示担当部門が決算開示資料を作成し、代表取締役社長に報告した後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

当社の適時開示に係る体制は次のとおりであります。



模式図（参考資料）

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。

